

意匠法の問題圏 第37回

——関連意匠制度(類似意匠制度)②

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

前号目次

- I. 関連意匠制度(類似意匠制度)の歴史的概観
- II. 令和元年改正関連意匠制度

Ⅲ. 「自己の意匠」(意10条2項、8項)

1. 登録要件判断資料から除外される「自己の意匠」

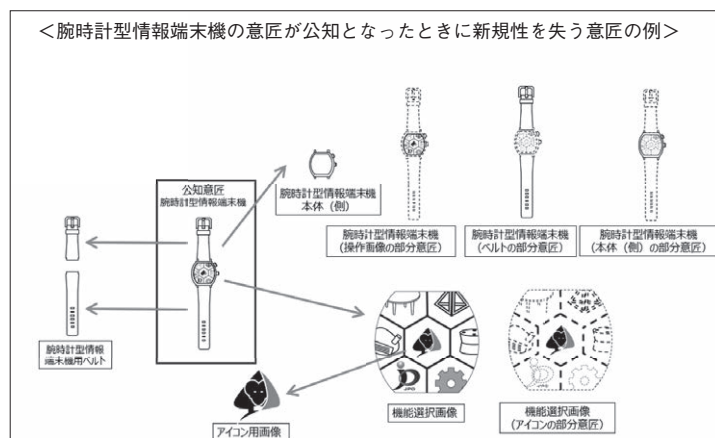
1) 物品等が公知になった時に新規性を失う意匠

意匠法3条1項1号及び2号に規定する出願前に公知となった意匠(公知意匠)について、『意匠審査基準』(令和5年12月、以下『基準』という。)(Ⅲ部2章1節2.1)1頁(注)は、「刊行物に記載される等して公知となった物品等に係る意匠はもちろんのこと、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠(例えば部品に係る意匠)であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、新規性の判断の基礎とする資料として取り扱う。また、意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において、意匠に係る物品等の具

体的な形状等を識別できるものについても同様に、新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱う」と述べる(下線は筆者記入。以下同じ。)。したがって、公知となった製品や意匠公報等において公開される公知意匠とは、①公知物品等に係る意匠(全体意匠)、②公知物品等に含まれる部品に係る意匠(部品意匠)及び③公知物品等の部分に係る意匠(部分意匠)である*1。その具体的事例として、『基準』(Ⅳ部1章6.2)31頁は、「公開されている公知意匠が操作画像の表示された腕時計型情報端末機である場合、公知意匠となり新規性を喪失する意匠には、腕時計型情報端末機の意匠だけではなく、部品として認識可能な腕時計型情報端末機用ベルト、腕時計型情報端末機本体のような部品の意匠や、操作画像の意匠、操作画像の中で認識可能なアイコン用画像の意匠、さらに、腕時計型情報端末機や操作画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるものも含まれる」と述べる【図1】。

したがって、物品等に係る意匠が公知意匠となった場合、複数の多くの意匠(当該全体意匠のみなら

●図1



ず、複数の部品意匠及び部分意匠）が同時に公知意匠となる。特に、物品等において多数の部分意匠が公知意匠として視認できると思われる。ある物品等について、部分意匠として出願可能な物品等の部分が多数想定されるのと同様に*²、公知意匠においても多数の部分意匠が視認できるのである。旧類似意匠制度の時代にはなかった部分意匠制度があることで、基礎意匠及び連鎖する関連意匠に係る製品の販売や意匠公報発行によって、多数の「自己の公知意匠」が発生するという事態が生じるのである。

このような事態を踏まえて、関連意匠制度において基礎意匠の出願後10年間にわたって関連意匠の登録を可能とするために、関連意匠の出願時に、本意匠等（関連意匠に類似する先行意匠）が意匠公報発行や自己実施などにより公知となっていて、関連意匠の出願が拒絶されないように、関連意匠についての意匠法3条1項及び同条2項の適用について、公知意匠となった「自己の意匠」のうち本意匠と同一又は類似のものは、意匠法3条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなす（意10条2項）との適用除外の規定を設けた。また、基礎意匠に係る関連意匠については、意匠法10条8項に規定した*³。

* 1 引用意匠の認定については、梅澤修「意匠法の問題図（21）」DESIGN PROTECT（2019）No.122参照。東京高判昭和59・10・9〔レコードプレーヤー用ターンテーブル〕昭和56（行ケ）23（判時1144号138頁）は、「ある物品の意匠からその物品とは非類似の物品の意匠を抽出し、右刊行物記載の意匠とすることも、本件のように、全体の意匠の中で抽出されるべき意匠がそれ自体として具体的な態様を識別できるものである限り別段差支えなく、許される」と述べる。

* 2 知財高判平成19・1・31〔プーリー〕平成18（行ケ）10317は、「物品において、意匠登録を受けることができる「部分」についての規定はなく、出願人は、一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を起させる形状等からなる部分については、願書の「意匠の説明」欄の記載及び添付図面を用いて、自ら、意匠登録を受けようとする部分を定めることができると解される」と述べる。なお、本件における引用部分意匠（本件相当部分）は、「ディスク部全面の平坦部における略中央部分というものであり、本件相当部分と他の部分とを直ちに視覚的に区別するものがなく、四個の透孔による切り欠き部についても、どの範囲の切り欠きであるかを直ちに視覚上認識することはできない」ものであった。このような形状等が視覚上認識できない「部分」は「一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を起

させる形状等」ではなく、部分意匠として意匠登録を受けることができないものであり、また、公知の部分意匠とも認定できないものである。

* 3 『逐条解説〔22版〕』1283頁。

2) 自己の意匠と他人の意匠

基礎意匠及び連鎖する関連意匠と同一又は類似の「自己の意匠」については、「意匠公報や特許公報等の発行や、自己が製造、販売等した実施品によって公知となった自己の意匠を指す」と説明されている*⁴。『基準』は、「自己の意匠」についての原則として、「自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。他人が意匠権を有する意匠又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない」と述べる*⁵。なお、「条文上、自己が創作したことや、意匠登録出願をしたこと、自己が公知にしたこと、自己が実施したこと等が要件となっていない」との指摘がある*⁶。

問題は、他人に模倣された意匠の扱いであるが、①「自己の意匠」に基づき他人の創作が加えられていない意匠は、「自己の意匠」と認められよう*⁷。例えば、新規性喪失の例外に関する基準にあるような、第三者の公開が「『該当するに至った意匠』の公開に基づき第三者が公開したことが明らかなき」*⁸は、自己の意匠に該当すると思われる。また、意匠法4条1項に規定する「意に反して」公知となった意匠も自己の意匠に該当するといえよう。

しかし、②自己の意匠に他人の創作が加わり、別の意匠になっている場合は、自己の意匠には該当しないと思われる*⁹。「自己の意匠」に類似する他人の公知意匠は、それを他人が出願しても意匠登録を受けることはできない意匠であり、他人が意匠登録を受ける権利を有する意匠ではないが、しかし、自己が意匠登録を受ける権利を有する意匠ともいえないから「自己の意匠」に含めることはできないと思われる。

したがって、③関連意匠出願について、本意匠権の侵害に当たるような他人の実施意匠が引用意匠となることが想定されるが、そのような事態を避ける

ために本意匠と同一又は類似する他人の意匠までを「自己の意匠」に含める解釈はできないと思われる^{*10}。このような事態に関し、「10年もの出願期間を認めながら、第三者による介在意匠を除外する基準について模倣・同一の範囲に限定するのは、関連意匠の出願にとってかなり大きなハードルとなろう」との指摘がある^{*11}。だが、関連意匠制度は、本意匠の実施や公報発行後も新規性喪失の例外を認めて、関連意匠を登録できるようにした世界的にも特殊な制度であるから、その例外規定の運用は厳格にならざるを得ないと思われる。

* 4 『逐条解説〔22版〕』1286頁、同旨『令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書』（特許庁HP、以下『令和元年改正解説』という。）120頁。

* 5 『基準』Ⅴ部（3.7.1）7頁。

* 6 青木大也「意匠法改正をめぐる諸問題（1）」知的財産法政策学研究Vol.55（2020）（以下「諸問題（1）」という。）241頁参照。

* 7 青木前掲（* 6）「諸問題（1）」243頁-244頁参照。

* 8 『基準』Ⅲ部3章（5.1）9頁。

* 9 青木前掲（* 6）「諸問題（1）」244頁は、その理由として例えば、「条文の文言上「自己の意匠」に類似する意匠が書かれていないうえ、実質的にも、「自己の意匠」に類似するとはいえ、他人の創作が介入した結果異なる意匠となっている」と指摘する。

* 10 なお、旧類似意匠制度では、本意匠が公報掲載された後も本意匠権存続中はいつでも類似意匠の登録が可能であり、本意匠と同一の自己の意匠は類似意匠の登録要件判断の資料から除外されていた。しかし、本意匠に類似する公知意匠や先願意匠までも除外すべきか否かは議論が分かれていた。東京高判昭59・9・17〔端子盤〕昭和58（行ケ）232（無体裁集16巻3号593頁）は、「引用意匠が本件本意匠に類似するときは、引用意匠の出願は右九条一項により拒絶される関係にあるから…、引用意匠に先願の地位があるとし、これに後願である本願類似意匠登録の出願を排除する効力

を認めることは前示類似意匠登録の制度の趣旨に反する。従つて、この場合は、本願意匠が本件本意匠に類似する限り、意匠法一〇条一項により類似意匠登録を受けることができる」と述べる。これに対し、最判平成7・2・24〔天井埋込み灯〕平成3（行ツ）139（民集49巻2号460頁）は、「類似意匠の意匠登録出願に係る意匠が先願意匠と類似する場合には、先願意匠の意匠登録出願が取り下げられ又は無効にされたときを除き、先願意匠が本意匠に類似するかどうかにかかわらず、右類似意匠の意匠登録出願は、意匠法九条一項により拒絶されるべきものと解するのが相当である」と述べる。

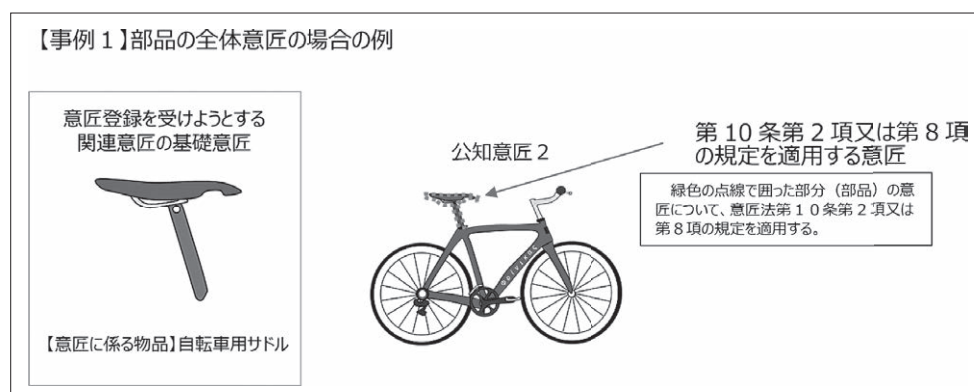
* 11 青木前掲（* 6）「諸問題（1）」245頁（注）。

3) 他の創作が加えられている場合

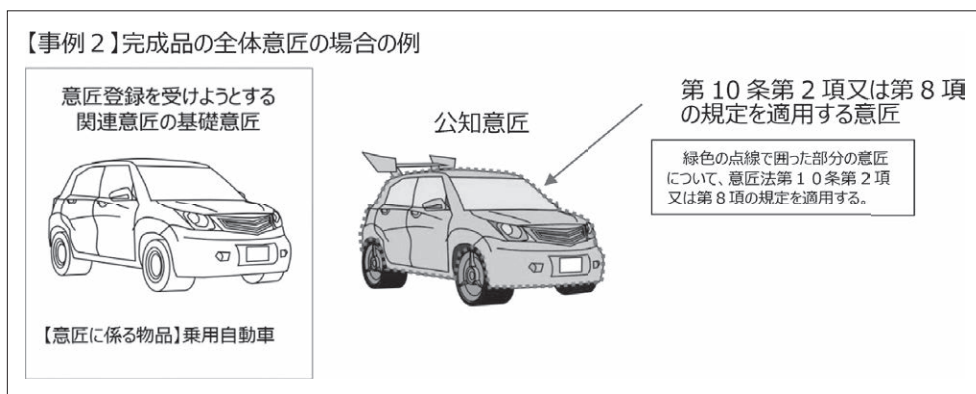
『基準』Ⅴ部（3.7.6）11頁では、「公知となった自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識できる場合」、「付加された自己の他のもの又は他人が創作したものを除いた、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の自己の意匠」を「自己の意匠」として判断資料から除外すると規定する。

ここで「他人が創作したものを」を除くことは比較的容易であろうが、「自己の他のもの」を除く判断が難しいように思われる。例えば、事例1〔図2〕の自転車用サドルの場合は、公知意匠2（自転車）からサドル以外の部分を除くことは、それが自己の創作であろうが他人の創作であろうが容易に判断できる。しかし、事例2〔次頁図3〕の乗用自動車の場合、基礎意匠の車体意匠と同一の車体部分（図3において点線で囲った部分）を意匠法10条2項又は

●図2



●図3



8項の規定を適用する「自己の意匠」（関連意匠の登録要件判断の資料から除外する自己の意匠）と単純に認定することはできない。この事例2で、車体部分（点線で囲った部分）以外のタイヤ及びウイング部分が他人の創作したものであるならば、それらを除外した車体部分を「自己の意匠」と認定することは、他人の創作か自己の創作かという判断基準が明らかであり比較的容易にできる。しかし、「自己の他のもの」が何かは明確な基準がなく、「他のもの」と「自己の意匠」との範囲が問題となる。意匠法10条2項又は8項が規定する「自己の意匠」は、基礎意匠及び連鎖する関連意匠と「同一又は類似するもの」である。事例2の「公知意匠」全体（ウイング及びタイヤを含む自動車全体意匠）が基礎意匠と類似する意匠であれば、登録意匠と同一の車体部分（図において点線で囲った部分）だけではなく「公知意匠」全体（ウイング及びタイヤを含む自動車全体意匠）を意匠法10条2項又は8項の規定を適用する「自己の意匠」（関連意匠の登録要件判断の資料から除外する自己の意匠）と認定することができると考えられる。したがって、自己の公知物品等において、基礎意匠等と同一又は類似する「自己の意匠」の範囲を確定するのは簡単ではない。

また、第二の問題は、付加されたものを除いた自己の意匠が、登録意匠（基礎意匠及び連鎖する関連意匠）と同一又は類似する必要があることである。事例2の場合、公知意匠の車体部分意匠（タイヤ及びフィンを除いた部分の意匠）が「自己の意匠」と認定されるためには、その車体部分意匠が基礎意匠

「乗用自動車」（全体）と同一又は類似する必要がある^{*12}。したがって、他の意匠として除かれる部分が増えると、残りの「自己の意匠」部分が狭小となって基礎意匠「乗用自動車」全体と類似しない意匠となってしまう、意匠法10条2項又は8項の規定を適用することができなくなる。

第三の問題は、他の創作が加わった公知意匠「自動車」全体（他の創作のタイヤやフィンを含む全体）と関連意匠が類似する場合の扱いである。車体部分は自己の意匠として除外されても、他の創作が加わった公知意匠「自動車」全体は、他人の意匠又は本意匠に類似しない意匠であれば、意匠法10条2項又は8項の「自己の意匠」ではない。したがって、関連意匠が公知意匠「自動車」全体に類似する場合は、出願の関連意匠が本意匠に類似していても拒絶されることになる。

以上のように、関連意匠が本意匠に類似していても、他人の意匠及び本意匠に類似しない公知意匠は、意匠法10条2項又は8項の「自己の意匠」と認定されない。また、基礎意匠及び連鎖する関連意匠が登録され実施された場合、基礎意匠に類似する他人の意匠や基礎意匠に類似しない公知意匠が発生する可能性は高く、長期にわたり関連意匠の登録を受けることがむずかしくなると考えられる。

このような状況を回避するために、他人の公知意匠として認定されるのは、他人の創作が加わった公知意匠「自動車」全体ではなく、他人の創作部分（タイヤやフィンのみ）であると解釈することが考えられる。自己の創作部分を利用した他の公知意匠（自

動車全体)から自己の創作部分(車体部分)を除いた意匠(タイヤやフィンのみ)が、他人の公知意匠であるとの解釈である。

しかし、利用意匠(意26条)とは、その利用した意匠を含む全体の意匠を意味する。例えば、「他人の登録意匠を利用する場合とは、ある物品の意匠Aがその意匠権の対象となっていた場合に、その意匠Aをそのまま実施することとなるような意匠であるときを指す。例えば他人がハンドルの意匠について意匠権を有する場合において、そのハンドルを用いた自転車の意匠について意匠登録を受けたような場合である」と説明されている^{*13}。公知意匠についても、この利用関係の解釈は同様に当てはまると思われる^{*14}。したがって、自己の創作部分を利用した他の公知意匠(自動車全体)から自己の創作部分(車体部分)を除いた意匠(タイヤやフィンのみ)が、他人の公知意匠であるとの解釈は成り立たないと思われる。

また、他人の付加部分(タイヤやフィン)を含めた意匠全体(乗用自動車)が、基礎意匠に類似する場合は、その他人の意匠全体が意匠法10条2項又は8項の「自己の意匠」に該当するとの解釈もありうるが、上記のように、自己が意匠登録を受ける権利を有する「自己の意匠」に限られ、他人の創作である意匠全体(乗用自動車)を「自己の意匠」に該当すると解することはできない。

したがって、他人の意匠及び本意匠に類似しない公知意匠が多数発生する状況にあっては、関連意匠を長期にわたって登録することは難しいように思われる。

*12 青木前掲(*6)「諸問題(1)」247頁は、「仮に「自己の意匠」を公知意匠の一部について把握できたとしても、それを本意匠と直接対比して、同一又は類似であると判断される必要がある」と述べる。

*13 『逐条解説[22版]』1318頁。

*14 大阪地判昭和46・12・22〔学習机〕昭45(ワ)507は、「意匠法第26条は登録意匠相互間の利用関係について規定するが、意匠の利用関係のみについていえば、他の登録意匠を利用する意匠はそれ自体必ずしも意匠登録を受けている意匠である必要はなく、意匠の利用関係は登録意匠と未登録意匠との間にも成立する」と述べる。

2. 自己の意匠の公開時期

意匠法10条2項又は8項の規定が適用され、関連意匠出願の登録要件判断の資料から除外される自己の意匠は、「本意匠と同一又は類似のもの」又は「基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似のもの」であるが、その公開時期については明記されていない。しかし、本意匠又は関連意匠の出願前に同一又は類似する意匠が存在する場合は、当該本意匠又は関連意匠は意匠登録を受けることはできないものである。したがって、『基準』は、「(1) 関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠」については「基礎意匠の出願時以降に公知となったもの」及び「(2) 関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠に係る関連意匠」については「各関連意匠の出願時以降に公知となったもの」を除外される「自己の意匠」と規定し、その出願時期を基礎意匠又は各関連意匠の出願時以降に公知となった意匠に限っている。

なお、例外として、本意匠(基礎意匠)又は各関連意匠の出願において、新規性喪失の例外の規定が適用されている「自己の意匠」は除外される^{*15}。新規性喪失の例外の規定が適用されているものを「自己の意匠」に含めることについては、条文上規定がなく、議論の余地があるが^{*16}、本意匠について新規性喪失の例外の規定が適用された公知意匠であるから、意匠法10条の「自己の意匠」と認める『基準』の運用が妥当と思われる。

*15 『基準』V部(3.7.2)7頁。

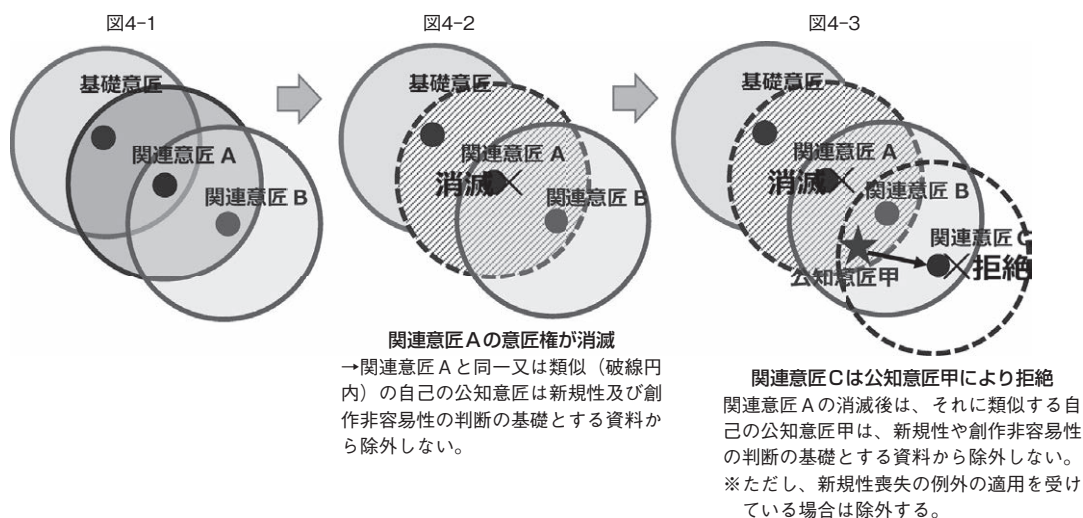
*16 青木前掲(*6)「諸問題(1)」247頁参照。

3. 判断基準時と考慮事項

『基準』では、「自己の意匠」の判断時点は、「公知意匠の公知時を基準」とし、また、その審査の考慮事項として、a 出願人の標章が付された意匠、b 共同出願人の一人の実施意匠(他人が権利者である場合は除く)、c 許諾実施意匠、d 意匠権移転前の者の公知意匠を挙げている^{*17}。

自己の意匠の判断基準時を公知時とすると、例えば、意匠Xを本意匠として関連意匠Yを出願した場

● 図4



合、Yに類似する他人の公知意匠Zがあると、その意匠登録を受ける権利を譲り受けたとしたとしても、当該公知意匠は他人の意匠に変わりではなく、関連意匠の意匠登録を受けることはできない^{*18}。なお、本意匠X及び関連意匠Yについてその権利を当該他人に譲渡するとすれば、関連意匠Yの登録は可能となると思われる。

*17 『基準』V部(3.7.4)9頁。

*18 青木前掲(※6)「諸問題(1)」242頁参照。

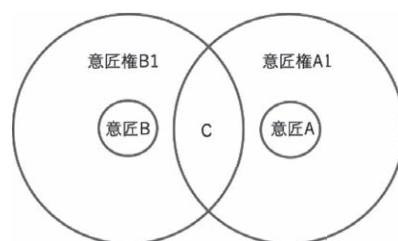
4. 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠

1) 概要

意匠法10条8項括弧書は、意匠権が消滅等した関連意匠と同一又は類似する自己の意匠についてはその後の関連意匠出願の登録要件判断の資料から除外されないことを規定する。このように規定する理由は、「出願中の関連意匠のうち、放棄等によって最終的に登録されなかった意匠と同一又は類似の意匠については除外することが適切でなく」、「また、意匠登録された関連意匠のうち、既に意匠権が消滅した関連意匠と同一又は類似の意匠についても除外してしまうと、一度パブリック・ドメインとなった意匠が復活することとなる」からであり、パブリック・ドメインを維持するためであると説明されている^{*19}。

しかし、出願中の意匠については意匠権復活の問題はなく、除く理由が不明であることを前回指摘し

● 図5



たが、さらに疑問があるのは、消滅した関連意匠と同一の範囲のみならず、類似する意匠の範囲全体を「パブリック・ドメインとなった意匠」と把握する点である〔図4〕^{*20}。

「一度パブリック・ドメインとなった意匠」とは関連意匠Aのことであると思われる。しかし、この説明図によれば関連意匠Aに類似しない関連意匠Cも登録を受けることができなくなる可能性があることが示されている。

厳密に言えば、関連意匠Aの意匠権の消滅によってパブリック・ドメインとなる意匠は、「関連意匠Aと同一の意匠」に限られるのではないだろうか。意匠法31条1項（意匠権の存続期間満了の通常実施権）の規定（〔図5〕参照）は、登録意匠に類似する意匠に係る部分Cが相互に抵触する2つの意匠権（A1及びB1）について、先願意匠権A1の消滅後は、C部分について、後願意匠権B1の効力が及ぶことを前提とする規定である。したがって、意匠権A1の消滅によって意匠Aに類似する意匠の範囲はパブリック・ドメインとはならない。パブリック・ドメ

インとなるのは、意匠Aと同一の範囲である。また、意匠権侵害事件において自由意匠の抗弁（出願前公知意匠の抗弁）ができる範囲も、「公知意匠と同一あるいは実質的に同一」の意匠である^{*21}。

したがって、[図4]における関連意匠Aの意匠権が消滅しても、関連意匠Aに類似する基礎意匠や関連意匠Bが存続している限り、関連意匠Aと同一の意匠もパブリック・ドメインとはならないのである。

関連意匠Aの意匠権が消滅の場合、関連意匠Aと同一又は類似する自己の意匠は、判断資料から除外されないという規定は、パブリック・ドメインの範囲に権利を復活させないというよりも、公知意匠が存在した場合、それに類似する意匠の範囲には新たな登録意匠を発生させないという原則（新規性の登録要件であり、パブリック・ドメインの考え方に準ずる原則）によるものと思われる。

*19 『逐条解説（22版）』1286頁、『令和元年改正解説』120頁。

*20 『基準』V部（3.7.3）8頁。

*21 東京地判平9・4・25〔ゴム紐〕令和5（ワ）17437（知財集29巻2号435頁）は、「自己の実施している意匠が当該登録意匠との関係での公知意匠と同一あるいは実質的に同一であることを主張、立証して、当該登録意匠の範囲に含まれないという意味での請求権不発生抗弁とすることができる」と述べる。

2) 消滅等した関連意匠と類似の自己の意匠

[図4-2]（関連意匠Aの意匠権が消滅）に示されるように、関連意匠Aの意匠権が消滅した場合、関連意匠Aと同一又は類似する自己の意匠は、判断資料から除外されないことになる。問題は、除外されないこととなる時期であるが、関連意匠Aの消滅前に公知になっていた自己の意匠（例えば、関連意匠Aの意匠公報や類似する自己の実施意匠）は消滅前には除外されていたのであるから、消滅後も引き続き除外することも考えられる。

しかし、『基準』ではそのような公知時期による区別を規定していない。また、そのような区別をすると、消滅後に自己の公知意匠が発生しなければ、パブリック・ドメインの範囲内（[図4-2]の破線円内）の意匠が関連意匠として登録を受ける可能性

があり、パブリック・ドメインの維持を否定することになる。このような結果にならないためには、関連意匠Aが消滅後は関連意匠Aに類似する自己の公知意匠は全てその後の関連意匠の登録要件判断の資料から除外されない運用が妥当と思われる。したがって、消滅した関連意匠Aの意匠公報や実施製品は全て判断資料から除外されない運用をすることになろう。

3) 意匠権が消滅した関連意匠の影響

関連意匠Aの意匠権の消滅は、基礎意匠及び類似する関連意匠Bに影響があるかが問題となる。基礎意匠及び関連意匠Bは、関連意匠Aに類似する意匠であり、関連意匠Aの消滅により「パブリック・ドメインとなった意匠」（[図4-2]破線円）の範囲内である。しかし、登録意匠の類似の範囲は「意匠が出願された時点で観念的に定まっている」^{*22}と考えられるから、その範囲が関連意匠Aの消滅によって影響されることはないと思われる。したがって、基礎意匠及び関連意匠Bの権利範囲（類似範囲）が、関連意匠Aの消滅後にパブリック・ドメインとなることはない。

しかし、関連意匠Aの意匠権の消滅等の後は、関連意匠Aと同一又は類似する意匠の出願は意匠法3条1項又は意匠法9条1項の規定により拒絶されることとなる。[図6]において、関連意匠Aの意匠権の消滅等の後は、関連意匠Aにも類似する関連意匠Cについて、関連意匠Bを本意匠とする関連意匠

●図6 【事例1】以下のいずれの意匠との間においても先願（9条）の規定を適用しない



の意匠登録を受けることはできなくなる。

以上のように、基礎意匠及び連鎖する関連意匠のグループについて、一部の意匠権が消滅するとその後関連意匠として登録を受けることができない範囲がかなりあると想定される。したがって、グループの意匠権を有効なものとして維持するためには、権利放棄等をする意匠権については慎重に検討する必要がある。

*22 東京地判平成9・1・24〔自走式クレーン1審〕平成5（ワ）3966。

5 部分意匠の場合

1) 部分意匠の場合の「自己の意匠」

『基準』は、基礎意匠や関連意匠が部分意匠（物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠）である場合、「自己の公知意匠における…相当する部分」を除外する旨規定する[図7]^{*23}。しかし、この事例において、基礎意匠（部分意匠）に類似しない公知意匠（例えば、自動車の全体意匠）は除外されない。そうすると、基礎意匠（部分意匠）の実施や公報発行等の後は、基礎意匠に類似しない自己の意匠が多数発生し（上記[図1]参照）、本件の基礎意匠に連鎖する関連意匠を登録することが難しくなるように思われる。

[図7]の公知意匠の自動車全体意匠だけではなく、登録意匠（部分意匠）と類似しない自動車の部分意匠は、登録意匠（部分意匠）を本意匠とする関

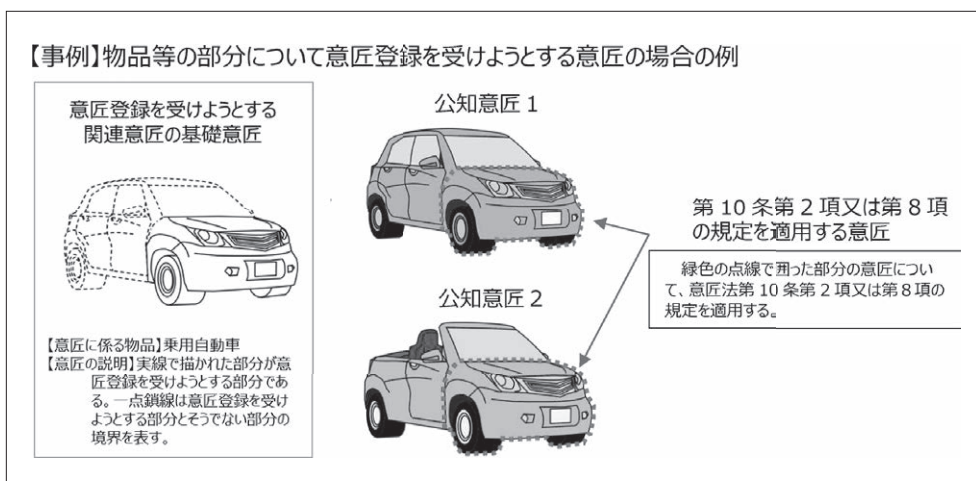
連意匠について、引用意匠となる可能性がある。また、自己の公知意匠が登録意匠に比べて狭い範囲の部分意匠である場合（例えば、バンパー部分やライト部分）でも、登録意匠と類似する意匠でなくなり、登録要件判断において除外される意匠とならない可能性がある^{*24}。

すなわち、意匠登録出願に係る意匠が公知になった場合、そこに包含される意匠について、すべて自己の意匠として除外されるわけではない。登録意匠（基礎意匠及び連鎖する関連意匠）に類似しない部分の公知意匠は、自己の意匠であっても登録要件判断の資料となる。関連意匠の登録要件判断の資料から除外される「自己の意匠」は、あくまでも登録意匠と類似する「自己の意匠」であり、登録意匠に包含されているが登録意匠に類似しない意匠は、除外される「自己の意匠」ではない。

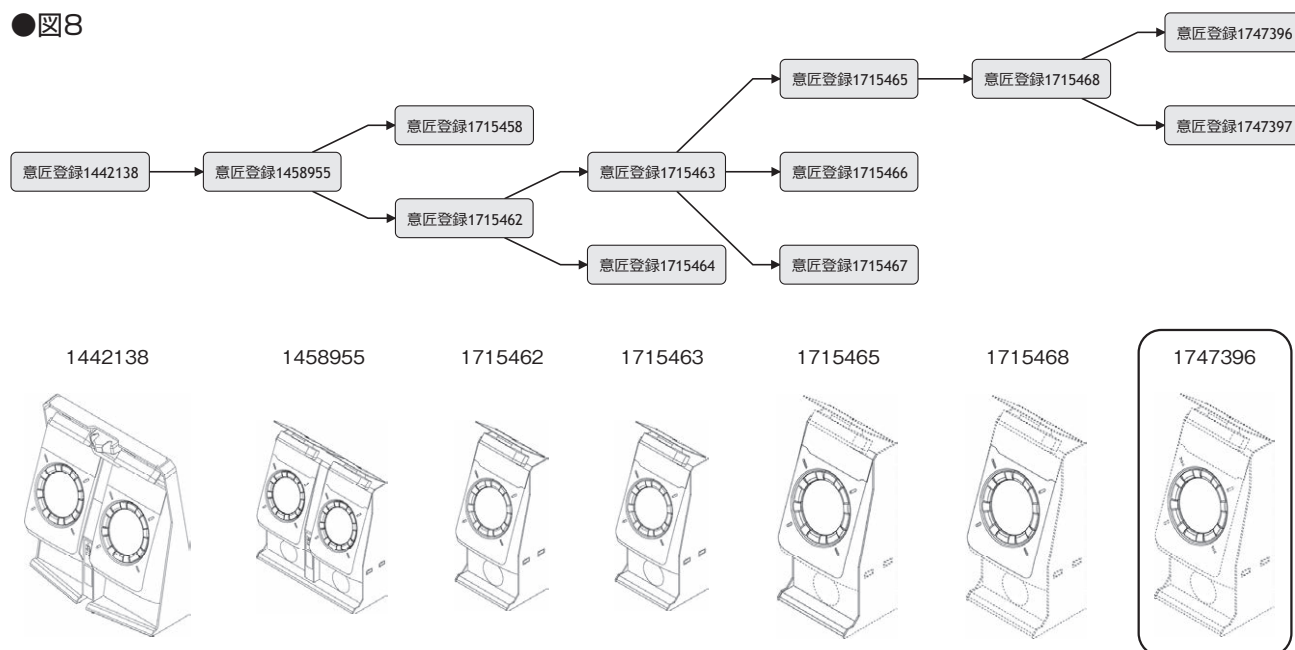
*23 『基準』V部（3.7.5）10頁。また、基準WG16回議事録〔下村〕17頁では、「付加的なパーツがついておりまして、乗用自動車の部分を区別して、他のパーツと認識ができる場合には、その乗用自動車を公知資料から除外して考える」と説明されている。

*24 青木前掲（*6）「諸問題（1）」247頁。また、基準WG16回議事録25-26頁では、「公知になってしまった意匠である点線の部分が…同一又は類似でなければならない。…点線に囲われるパーツの範囲が小さく…場合によっては、類似の範囲から外れて引例となる」〔青木〕。「分量が小さくなると自己の本意匠と違う意匠になっているということもあり得る」〔下村〕。「混然一体の場合にはそもそも引例になるし、区別できる場合であっても本意匠との関係で類似性を失うような例になってしまったら、やはり引例になり得る」〔青木〕。「はい。そうですね。」〔下村〕と述べる。

●図7



●図8



2) 登録事例「ゲーム機」

本連載35回^{*25}で取り上げた、基礎意匠（意登1442138・全体意匠）に関連意匠が連鎖的に登録され、基礎意匠は全体意匠であったが、関連意匠の末端では基礎意匠とは明らかに類似しない部分意匠（意登1747396及び意登1747397）が、意登1715468を本意匠として登録されている事例がある【図8】。これは、審査段階では、末端の関連意匠（意登1747396及び意登1747397）について、基礎意匠（公報掲載意匠）の一部であるが基礎意匠とは明らかに類似しない部分意匠を引用公知意匠として拒絶された事例である。登録意匠（基礎意匠及び連鎖する関連意匠）に類似しない部分の公知意匠を、自己の意匠であっても登録要件判断の資料として引用した事例である。

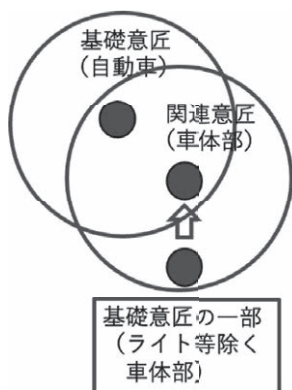
なお、本件拒絶査定において「本願意匠と本願の本意匠とした意匠とは意匠登録を受けようとする部分の範囲が大きく異なることから類似しないため、本願意匠は本願の本意匠とした意匠の関連意匠とは認められません」との記載がある。審判請求理由では「本願意匠が、本意匠と類似する場合には、基礎意匠となる引用意匠については、意匠法第10条第8項の規定により、本願意匠の新規性等の判断の基礎となる意匠から除外されるものである」と述べてい

る。審決の登録理由は記載されていないが、本願意匠（意登1747396及び意登1747397）が本意匠（意登1715468）と類似すると判断したものと推認される。

しかし、①引用意匠は、基礎意匠の出願後（公報発行）に公知となっているが、基礎意匠とは類似しない公知意匠（部分意匠）であるから、除外される自己の意匠ではない。また、②引用意匠は、本意匠（意登1715468）と類似する公知意匠であるとしても、本意匠の出願前に公知となった意匠であるから、除外される自己の意匠ではない。本稿Ⅲ. 2. で挙げた(2)のように、除外される「自己の意匠」は、基礎意匠又は各関連意匠の出願後に公開された意匠に限られるから、除外される自己の公知意匠ということはできない。したがって、本件関連意匠（意登1747396及び意登1747397）は、基礎意匠の公報に掲載され公知となった引用意匠（部分意匠）に類似するものであり、関連意匠の意匠登録を受けることはできない可能性が高いと思われる。

この事例を一般化して考えると、基礎意匠が公報発行や実施等により公知になった場合、その後出願される関連意匠について、除外される自己の意匠は基礎意匠に類似する意匠だけである。そして、基礎意匠の公報発行や実施等により公知となる基礎意匠

●図9



の一部（部分意匠）は多数存在し、その一部には、基礎意匠に類似しない部分意匠も多数存在すると想定される。基礎意匠に類似する関連意匠が出願された場合、基礎意匠の公報発行前は、自己の先願意匠の一部と類似するとしても意匠法3条の2の規定で拒絶されることはない。しかし、基礎意匠の公報発行後には、基礎意匠の一部（部分意匠）であって、基礎意匠に類似しない部分意匠は、引用意匠となる可能性がある。

例えば【図9】、基礎意匠（自動車全体意匠）の関連意匠（車体部の部分意匠）を出願する場合、基礎意匠の一部には基礎意匠に類似しない部分意匠（ライト等を除く車体部の意匠）が存在し、それが関連意匠（車体部）に類似する場合、関連意匠（車体部）は意匠登録を受けることができないのである。

一般的に言えば、本意匠が公知（公報発行や実施等）となった場合には、その後の関連意匠出願は、公知となった本意匠に包含される、本意匠と非類似の意匠に類似する可能性があり、関連意匠の意匠登録を受けることができなくなるという問題がある。これは、基礎意匠出願後10年間は関連意匠の登録を認めようという制度趣旨の根幹に係る問題である。しかし、この事実を変更する解釈はかなり難しいと思われる。

*25 梅澤修「意匠法の問題図（35）」DESIGN PROTECT（2024）No.142参照。

IV. 関連意匠制度の問題

1. 関連意匠制度の限界

関連意匠制度において、①「自己の意匠」には、登録意匠と同一又は類似する意匠であっても、「他人の意匠」は含まれない。したがって、登録意匠が公知（実施や公報発行等）となった後は、自己の意匠に他人の創作が付加された公知意匠が発生する可能性がある。特に注目されるデザインは他人の創作付加意匠が多数発生すると考えられる。また、②登録意匠の実施や公報発行等により、登録意匠に包含された登録意匠に類似しない多数の部分意匠等が公知意匠となり、その後の関連意匠出願の登録要件判断資料となる公知意匠が多数発生する。したがって、登録意匠が実施や公報発行等によって公知となった場合には、関連意匠制度の利用が相当制限される可能性があると思われる。これらの事情を踏まえ、関連意匠については限定的な利用を検討する必要があるのではないだろうか。

2. 解釈運用の対策

改正関連意匠制度の趣旨である、基礎意匠の出願後10年間、連鎖する関連意匠登録を可能とするためには、この「自己の意匠」とはならない公知意匠が多数発生する問題を回避することが必要である。その方策としては、①除外意匠を本意匠出願後の自己の公知意匠に限るという時期的制限を外すこと、又は、②基礎意匠又は関連意匠と「同一又は類似」する意匠との制限を外し、基礎意匠又は関連意匠に包含される意匠（公開される意匠）全てを判断資料から除外することが考えられる。しかし、これらの方策を基準や運用レベルで採用することはかなり困難である。

①除外意匠の時期的制限（登録意匠出願後という制限）を外すことは、本意匠に類似する自己の意匠には、登録意匠出願前の公知意匠も含むと解釈することが必要になる。しかし、この解釈は新規性を登録要件の中心に据える意匠制度（創作保護制度）の根幹に係る変更であり、新規性喪失の例外は1年間しか認められないこととの整合性を考えると無理が

あると思われる。上記のとおり『基準』（V部3.7.2）7頁でも新規性喪失の例外の規定の適用を受けた意匠について、例外的に自己の意匠と認めているだけである。

②基礎意匠又は関連意匠と「同一又は類似」する意匠との制限を外すことは、基礎意匠及び連鎖する関連意匠群のすべての意匠について、当該意匠の公報発行や実施等がされた場合に、当該意匠に包含された公知意匠（上記【図1】参照）全てについて、当該公知意匠に同一又は類似する「自己の意匠」を関連意匠の登録要件判断資料から除外することが必要である。しかし、部分意匠も部品意匠も全体意匠とは類似しない可能性があることが前提となっており、この前提事項を関連意匠制度についてだけ変更する解釈は、かなり困難と思われる。また、上記と同様に、この解釈は新規性を登録要件の中心に据える意匠制度（創作保護制度）の根幹に係る変更であり、新規性喪失の例外は1年間しか認められないこととの整合性を考えると無理がある。

現在の意匠法10条2項、8項の規定では、基礎意匠又は関連意匠に類似しない公知意匠（公報等に開示された意匠）は全て、その後の関連意匠の登録要件判断資料となり、除外されない。現行法の規定では、基礎意匠又は関連意匠に類似しない自己の公知意匠によって連鎖する関連意匠が拒絶されないようにすることは難しいと思われる。

旧類似意匠制度は、①部分意匠制度がなく、類似意匠は本意匠と同じ全体意匠だけであり、公知意匠の一部（部分意匠）が引用意匠となり拒絶されることはなかった。②意匠権は本意匠のみにあり、類似意匠は確認のためのものとの解釈が主流であった。③本意匠にのみ類似する意匠が類似意匠登録され、類似意匠を本意匠として類似意匠を連鎖的に登録することはできなかった。このような条件があったため、本意匠に類似しない公知意匠や他人の公知意匠は多く存在することはなく、関連意匠制度に比較して類似意匠の登録が容易にできたのである。

3. 制度論

制度論として、令和元年改正関連意匠制度の目的（基礎意匠出願後10年間連鎖する関連意匠の登録を可能とする）を実現するためには、基礎意匠・本意匠に類似しない自己の意匠についても関連意匠の登録要件判断の資料から除外し、かつ、当該意匠出願前の自己の意匠についても除外できるような法改正を検討する必要がある。しかし、出願から10年も関連意匠の登録を認める制度設計は、旧類似意匠制度と比較すると、関連意匠にも独自の意匠権を認める点、及び、部分意匠制度が追加された点を考慮すると、不可能な制度設計と思われる。また、関連意匠の制度設計において、自己の公知意匠の全て（本意匠が包含する、本意匠に類似しない自己の公知意匠を含めた全て）を登録要件判断資料から除外することは、新規性喪失の例外を10年間も認めることと等しく、新規な創作保護という制度の根幹に抵触することになる。

とすれば、意匠制度（創作保護制度）の新規性要件及び意匠法4条の例外規定と整合させて、自己の公知意匠の開示（公報発行や実施）から1年以内の関連意匠の登録を認める制度で十分ではなかろうか。1年以内であれば、本意匠（基礎意匠）に類似しない自己の公知意匠も、登録判断資料から除外すること（本意匠の意匠公報発行から1年間は意匠法4条の新規性喪失の例外を適用すること）は、妥当な制度設計と考えられる。関連意匠制度は世界的に見て極めて独自の制度であり、制度の見直しをすることも必要と思われる。